## 広島県頑張る中小企業者月次支援金について

広島県では、緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が30%以上減少した県内中小事業者に対して、「広島県頑張る中小企業者月次支援金」を給付し、県独自の幅広い支援を行います。

「広島県感染症拡大防止協力支援金 (令和3年5月12日以降のもの)」「広島県大規模施設等協力金」の給付対象者は対象外です。

- ◆7月分については、制度の見直しが行われています。
  - ① 国の月次支援金の対象外となったため,売上減少率 30%以上について,一律の給付制度になりました。
  - ② 酒類を提供する飲食店に対する時短等要請の対象が「広島県内全域」から「広島市、東広島市、廿日市市」の3市になったため、3市以外でのみ酒類を提供する飲食事業者が7月分の給付対象となりました。
  - ③ 広島県大規模施設等協力金終了により、大規模施設事業者やテナント事業者も 7月 分の給付対象となりました。

※申請期間が延長されました。

【6月分】 申請受付期間 令和3年7月1日(木)~**令和3年9月20日(月)** 

※申請期間が延長されました。

【7月分】 申請受付期間 令和3年8月1日(日)~令和3年9月30日(木)

○詳細については、広島県の専用ホームページをご確認ください。

広島県頑張る中小事業者月次支援金について

※申請書は広島県の専用ホームページからダウンロードできます。オンライン申請可。 ※5月分・6月分については、売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の給付を受けていることが要件となります。

お問い合わせ: 頑張る中小事業者月次支援金センター 〒730-0031 広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 6 階

コールセンター: **TEL** 082-248-6853

平日:9時30分~17時(土・日・祝は除く) MAIL. hiroshima-getsuji1@bsec.jp

ご不明な点がございましたら、庄原商工会議所までお問い合わせください。

TEL: 0 8 2 4 - 7 2 - 2 1 2 1